

議案第38号

財産の無償譲渡について（旧三朝町立東小学校）

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称 旧三朝町立東小学校

建物

所 在 東伯郡三朝町大字余戸32番地1

（校舎及び管理室棟）

構 造 鉄筋コンクリート造 3階建

床面積 2,112.07㎡

（屋内運動場）

構 造 鉄筋造 平屋建

床面積 538.20㎡

（その他）

建物に附帯する設備、備品等一式

2 無償譲渡する相手方

所 在 兵庫県神戸市須磨区坂宿町3丁目15番14号

名 称 学校法人 須磨学園

3 無償譲渡する理由

本施設は、小学校の統合に伴い閉校となった学校施設と敷地等の利活用について募集し、買受候補者となった学校法人須磨学園と、施設（土地を除く。）の譲渡について協議を重ねた結果、今後事業を展開する上で、相当な施設改修費が必要になることから、譲渡金額に考慮すべきと判断したため、譲渡後、事業継続をすること、地域とのつながり等を条件にすることで、地域活性化に寄与するものである。